

ふくしま逢瀬ワイナリーイベント実行委員会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山産ワインの認知度及びイメージ向上を目的として開催されるふくしま逢瀬ワイナリーイベントを通して、食と農の連携及び農業の6次産業化を促進し、市内外へ本市の魅力を発信するため、ふくしま逢瀬ワイナリーイベント実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する負担金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費等)

第2条 負担金の交付の対象経費は報償費（イベント出演者等に対する謝礼金に限る）、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費並びに備品購入費とし、負担金の額は対象経費の2分の1以内の額とする。

(交付の申請)

第3条 負担金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会名簿
- (2) 実行委員会規約

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、負担金の額の増額を伴わない変更

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金の交付の目的以外に負担金を使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第7条 実行委員会は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業の完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、事業報告書とする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により実行委員会に

通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。